

郷土の古文書

「その7 入会山争論(3)」

大意

小宮領^{やまだ}山田村^{ひきだ}引田村^{ふちのうえ} 瀨上村^{よつぎ}代継村の百姓の申分は前々より深沢村へ秣取りに入っていたが、一昨年夏、新規に番屋を建てられ山へ入れない。何度かけ合っても承知せず迷惑している。

深沢村の返答は、山田・引田・瀨上・代継の4か村は以前から深沢山へ入っておらず、^{やました}山下・^{よこさわ}横沢・^{たてや}館谷・^{たかお}高尾・^{ととはら}留原・^{こづくえ}小机・^{いな}伊奈の7か村は証文を以って秣を取っていた。また新規に番屋を建てたのではなく、7か村と相談の上、若草の頃みだりに草刈りをしないように毎年建ててきた。その事にも山田村等4か村は一切仲間に入っていない。

右の山争論双方呼び出して詮議したがはっきりわからない。深沢村の言う慶安2年(1649)の入会の村を定めた証文については吟味したところ、大久野村と平井・伊奈村の馬草山争論のことで、これは萱山のことである。また貞享3年(1686)落着の二宮村他6か村と大久野村・深沢村の草刈場争論の時も萱山の事で、両証文共証拠にならない。

先の御代官手代共の手紙でも不分明なので、近郷の戸吹村・網代村・犬目村・下川口村の百姓共を呼出し、その他の村々の^{くさふだ}草札等迄吟味したが、4か村の者が入り来たる確かな証拠はないとはいえども、他の山で草刈りする所もないので畑作はやっていけないというのも偽とも思えない。深沢村の山へは4か村から遠いけれど、山内も広く、その上4か村の者前々から入れて来ていないという証拠もないので、深沢山へ入会、馬草刈る事を許可する旨、絵図面を書き、両方へ下し置くので違反しない事。

解説

この古文書は前回の「入会山争論(2)」の一年後の裁許状の写です。前回の二宮村他6か村に対する裁許状では大久野山と深沢山へ入る事が許されませんでした。わずか一年後の争論の判決では、山田・引田・瀨上・代継の4か村に深沢山へ入会う事を許可しました。この事は秋留台地の開発の進行も去る事ながら、近隣の秣場もいよいよ二宮村他6か村以外の村々が入る余地がなく、やむを得ない苦しい判断にせまられた結果と思われます。この秣場の争論は^{ぬか}糠や^{ほししか}干鰯・^{あぶらかす}油糟などの金肥が一般的に用いられるようになった明治期迄続いたのでした。

解説文

武州小宮領山田村引田村測

上村代継村百姓申候者同国

深沢村散在山之義此四ヶ村

前々々入候而馬草刈来申候処ニ

去々丑夏深沢村より新規ニ

番屋ヲ作り俄山留申候ニ付作

仕来候義不罷成候故度々深沢村江

相断候得共承引不仕何角我

俣申一円入不申迷惑之由申之

深沢村之百姓答候者山田村引

田村測上村(代継カ)継代村之百姓共

従前々深沢村江入馬草刈

候義無御座山下村横沢村館谷村

高尾村留原村小机村伊奈村者

前々々御証文ヲ以深沢山江入来申候

亦番屋作申候事新規之様ニ申

候得共左様ニ而無之若草之時分むさと

草刈取不申候ため深沢村山江入

来申候七ヶ村相談ニ而毎年番屋

作来申候山田村引田村測上村代継

村者一切入不申候由申之

右出入双方召出度々令(詔)僉儀候処ニ

申分不分明従前々証文有之而

深沢山江入来候村々相定之由深

沢村々依申出ニ令吟味候処慶安二

丑年宮城越前守北条新蔵

猪飼半左衛門黒川与兵衛雨宮

次郎右衛門設楽勘左衛門証文有之

候得共大久野村与平井村伊奈村

馬草山諍論見分之上萱山之儀

落着申付趣ニ候貞享三寅年

於評定所各々立合絵図裏書

有之趣者二ノ宮村野邊村平沢村

小川村油平村牛沼村雨間村与大久野

深沢村草刈場諍論之時是又萱

山出入なり然者今度馬草異論之

証拠ニ難成候先御代官手代共之手

紙双方々出之候得共文言等互証文ニ

難儀ニ付近郷戸吹村網代村犬目村

下川口村百姓共召出牛沼村雨間村油

平村其外村々草札共迄遂吟味候処

深沢村山江四ヶ村入来候慥成証拠ハ

無之候得共四ヶ村之百姓共外之山ニ而

草刈候処茂無之測上村代継村者

戸吹山 引田村山田村者網代山ニ而竈

草少々刈候由ニ候得共夏中二十日

十五日程宛兩度ならでは刈候茂

不罷成旨戸吹村網代村之者茂

申候左候へ者四ヶ村村高千石余之

百姓共作仕付候義難成と申処

偽共不相聞候間深沢村山江者程遠

候へ共山内茂広其上四箇村之者を

不入来と申証拠茂無之候条向

後四ヶ村之者深沢山江入会馬

草刈可申候依之為後証絵

図面書双方江下置之条不可

違犯者也

貞享四年丁卯八月廿七日

國 半兵衛

佐六左衛門

仙 和泉

彦 伯耆

大 備前

右御判不殘

横拾三町五拾間

内八町居山

豎三十拾七町三拾間

内拾四町拾間居山